



稲城市告示第6号

稲城市市税条例（昭和30年稲城市条例第67号。以下「条例」という。）第18条の2第1項の規定により、地方税法（昭和25年法律第226号）又は条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限（以下「納期限等」という。）を次のように延長することを決定したので、条例第18条の2第2項の規定により、その旨を告示する。

令和6年1月23日

稲城市長 高橋勝



市税の納税者のうち住所又は居所の所在地（納税者が法人等である場合は、法人税に係る納税地（本店又は主たる事務所の所在地以外を納税地と指定されている場合においては、当該本店又は主たる事務所の所在地を含む。））が次の表に掲げる地域にある者に係る納期限等であって、当該納期限等が令和6年1月1日以降に到来するものについて、当該納期限等を別に告示で定める期日まで延長する。

指定地域	
石川県	全域
富山県	全域